

被災者の皆様へ（被災住宅の応急修理について）

問い合わせ先
呉市役所 建築指導課 電話 25-5719

平成30年7月豪雨災害により、お住まいの住宅が「半壊」または「大規模半壊」の被害を受け、そのままでは居住できない場合に、応急修理をすれば居住可能となり、かつ、資力が乏しい方に対して、呉市が必要最小限度の応急修理を行います。

1 対象者

(1) 以下の全ての要件を満たす者（世帯）

ア 半壊等の被害を受けたこと。

当該災害により半壊または大規模半壊の住家被害を受けたこと。ただし、全壊の場合でも応急修理を実施することにより居住が可能である場合は、この限りではない。

イ 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。

対象者（世帯）が、現に避難所や車等で避難生活を送っており、応急修理を行うことで被害を受けた住宅での生活が可能となることが見込まれること。

ウ 公営住宅や応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を利用しないこと。
住宅の応急修理と重複して、公営住宅や応急仮設住宅を利用することは、応急修理の目的を達成できないため認められないこと。

(2) 資力等の要件

災害のため住家が半壊し、自らの資力では応急修理することができない者を対象とし、資力の有無については、申出書（様式第2号）により、客観的に判断する。

2 住宅の応急修理の実施

(1) 応急修理の範囲

対象範囲は、以下の4項目のうちから、日常生活に必要欠くことのできない部分であって、より緊急を要する個所について実施することとする。

なお、緊急度の優先順は、おおむね次のとおりとする。

ア 屋根、柱、床、外壁、基礎等の応急修理

イ ドア、窓等の開口部の応急修理

ウ 上下水道、電気、ガス等の配管、配線の応急修理

エ 衛生設備の応急修理

(2) 基本的な考え方

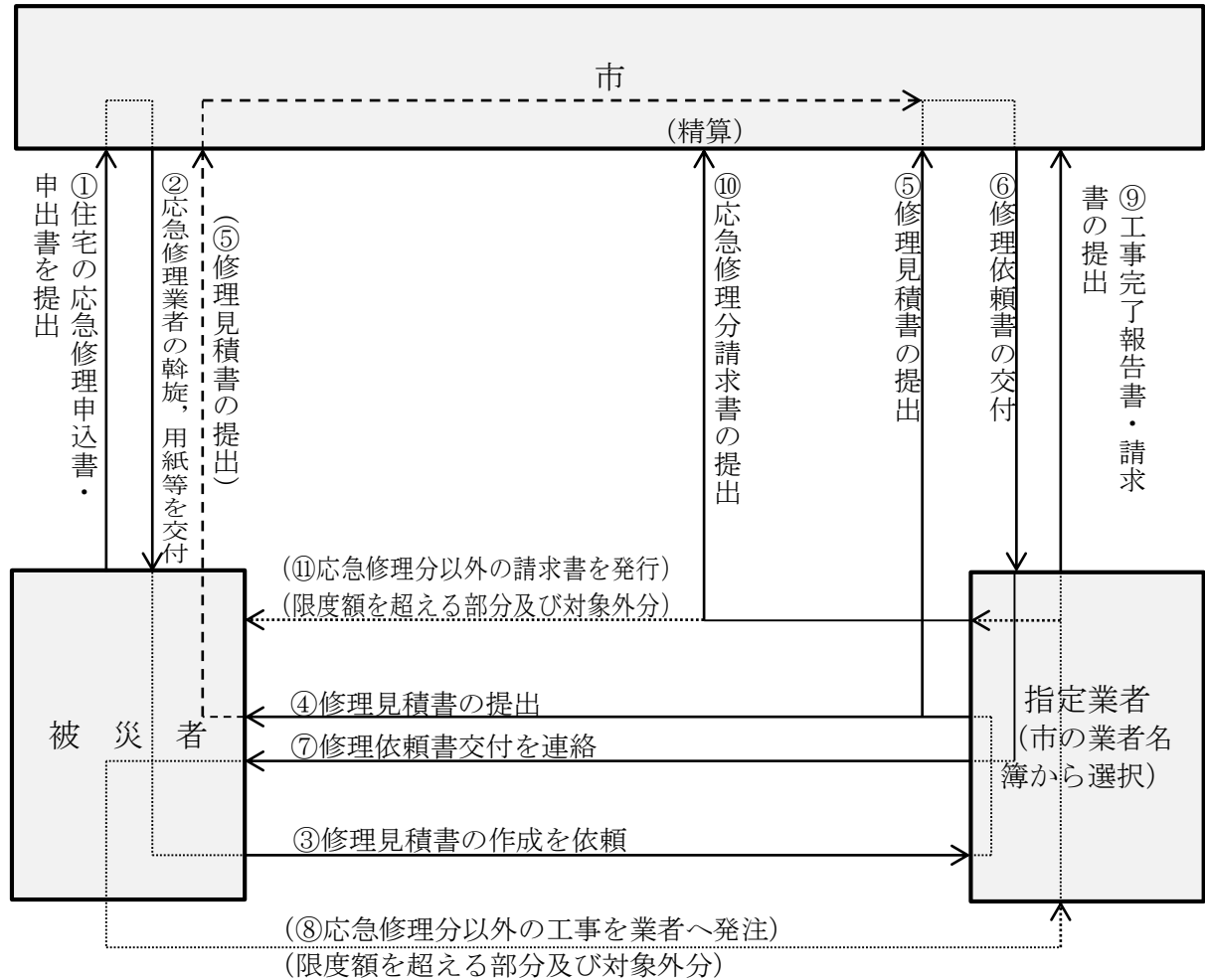
応急修理の個所や方法等についての基本的な考え方は、以下のとおりとする。（詳細は、5「応急修理にかかる工事例」のとおり）

- ア 当該災害の被害と直接関係ある修理のみが対象となる。
- イ 内装に関するものは原則として対象外とする。
ただし、床や壁の修理と合わせて畳等や壁紙の補修が行われる場合については、以下の取扱いとする。
応急修理は、一般的には、より緊急を要する部分から実施すべきものであり、通常、畳等や壁紙の補修は優先度が低いと解されるが、壊れた床の修理と合わせて畳等の補修を実施する場合には、1戸当たり6畳相当を限度として、また、壊れた壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする。
- ウ 修理の方法は、柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設するなど代替措置でも可とする。
- エ 家電製品は対象外とする。

3 基準額等

- (1) 住宅の応急修理のため支出できる費用は、原材料費、労務費及び修理事務費等一切の経費を含むものとし、1世帯当たりの限度額は次のとおりとする。
1世帯当たり 584千円以内
- (2) 同一住家（1戸）に2以上の世帯が居住している場合に住宅の応急修理のため支出できる費用の額は、（1）の1世帯当たりの額以内とする。
- (3) 住宅の応急修理の費用は、修理箇所毎に算出し、その合計額が限度額の範囲内とする。（ただし、合計額が限度額を超える部分については、被災者が負担するものとする。）
- (4) 借家の取扱い
借家は、本来、その所有者が修理を行うものであるが、災害救助法の住宅の応急修理は、住宅の再建や住宅の損害補償を行うものではなく、生活の場を確保するものであるから、借家であっても、所有者が修理を行わず、かつ、居住者の資力をもってしては修理できないために現に居住する場所を失う場合は、所有者の同意を得て応急修理を行って差し支えない。

4 手続の流れ（「住宅の応急修理事務手続きフロー」）



※1 ⑤修理見積書には、屋根・壁・土台等、部位ごとの工事明細を記すとともに、被害状況、工事予定個所を示す施工前の写真を添付すること。

※2 ⑨工事完了報告書には、工事施工前、施工中、施工後の写真を添付すること。

<注意事項>

※応急修理の工事は、完了期限があります。工事完了が遅れそうな場合は、完了期限の1週間以上前に建築指導課へご相談ください。

※完了期限については、別途問い合わせしてください。

(建築指導課 25-5719)

5 応急修理にかかる工事例

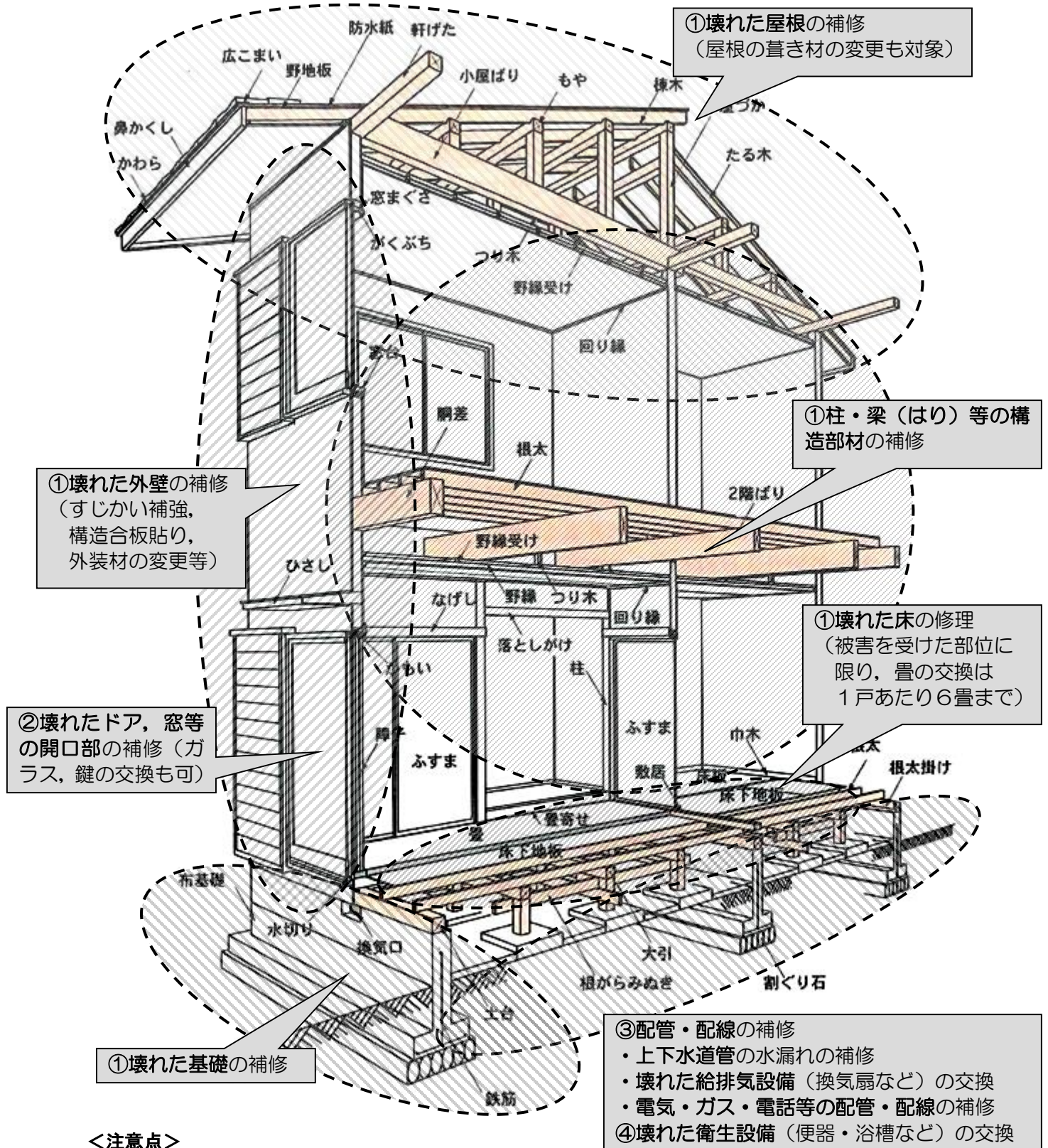
(1) 典型的な応急修理の工事例

- ①壊れた屋根の補修（瓦葺屋根を鋼板葺屋根に変更するなどの屋根瓦材の変更を含む。）
- ②傾いた柱の家起こし（筋交の取替，耐震合板の打付等の耐震性確保のための措置を伴うものに限る。）
- ③破損した柱梁等の構造部材の取替
- ④壊れた床の補修（床の補修と合わせて行わざるを得ない必要最小限の畳の補修を含む。ただし，一戸当たり6畳を限度とする。）
- ⑤壊れた外壁の補修（土壁を板壁に変更する等の壁材の変更を含む。外壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には，当該壁の部分に限り対象とする。）
- ⑥壊れた基礎の補修（無筋基礎の場合には，鉄筋コンクリートによる耐震補強を含む。）
- ⑦壊れた戸，窓の補修（破損したガラス，カギの取替を含む。）
- ⑧壊れた給排気設備の取替
- ⑨上下水道配管の水漏れ部分の補修（配管理め込み部分の壁等のタイルの補修を含む。）
- ⑩電気，ガス，電話等の配管の配線の補修（スイッチ，コンセント，ブラケット，ガス栓，ジャックを含む。）
- ⑪壊れた便器，浴槽等の衛生設備の取替（便器はロータンクを含むが，洗浄機能の付加された部分は含まない。設備の取替と合わせて行わざるを得ない最小限の床，壁の補修を含む。）

(2) 応急修理の基本的な考え方

- ① 当該災害の被害と直接関係ある修理のみが対象となる。
 - 例 ○壊れた屋根の補修（屋根葺き材の変更は可）
 - 壊れた便器の取替（×洗浄機能等の付帯したものは不可）
 - 割れたガラスの取替（取替えるガラスはペアガラスでも可）
 - ×壊れていない便器の取替
 - ×古くなった壁紙の貼替
 - ×古くなった屋根葺き材の取替
- ②内装に関するものは原則として対象外であるが，床や壁の修理と合わせて畳等や壁紙の補修が行われる場合については，以下の取扱とする。
 - ・壊れた床の修理と合わせて畳等の補修を実施する場合には，1戸当たり6畳相当を限度として対象とする。
 - ・壊れた壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には，当該壁の部分に限り対象とする。
 - 例 ×壊れた石膏ボードのみの取り替え
 - ×畳や壁紙のみの補修
- ③修理の方法は代替措置でも可とする。
 - 例 ○柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設
- ④家電製品は対象外とする。

住宅の応急修理対象範囲(平成30年7月豪雨により被災した部位に限ります)



< 注意点 >

- ・①～④は優先度を表します。
- ・内装は原則として、対象外です(例：間仕切り壁及び天井の仕上げ、ふすま、障子など)。ただし、災害による被害が原因で壊れた壁の補修については、補修する壁に限り、壁紙などの内装は対象とします。畳は内装に該当しますが、壊れた床の補修と併せて行わざるを得ない場合に限り、1戸あたり6畳まで対象です。家電製品は、対象外です。